

▼1階 大集会室



▼1階 中集会室



▼1階 小集会室



▼2階 小運動室



▼2階 創作活動室

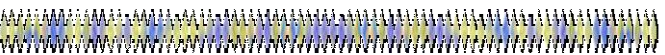


「多目的ホール」をはじめ、会議室、和室、調理室、運動室、創作活動室、視聴覚室など、市民の交流の場や生涯学習の拠点となる、多様な空間をご用意しています。
個人や法人、サークルなどで、お気軽にご利用ください。

▼2階 調理実習室



▼2階 教養娯楽室



ご利用上の注意事項

■申込受付

施設の区分	利用者の区分	受付期間
多目的ホール及び多目的ホールに附帯する施設	市民等	利用日の属する月の12月前の1日から利用日の当日まで
	市民等以外のもの	利用日の属する月の11月前の1日から利用日の当日まで
上記以外の諸室等	市民等	利用日の属する月の6月前の1日から利用日の当日まで
	市民等以外のもの	利用日の属する月の5月前の1日から利用日の当日まで

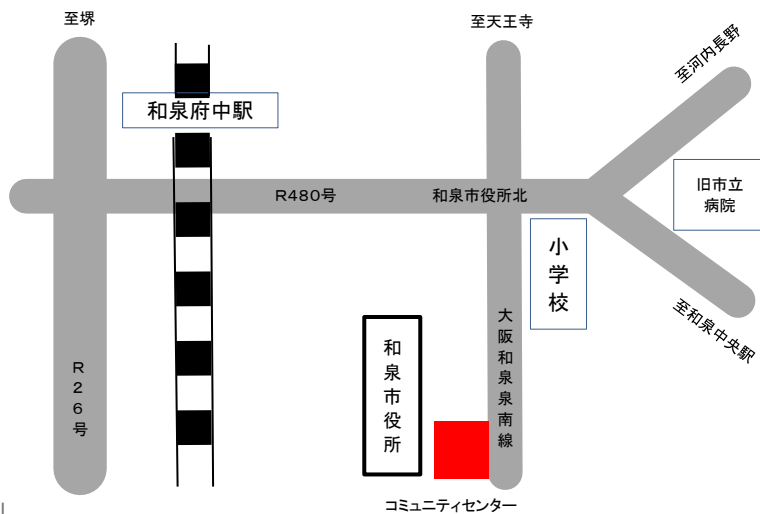
※市民等とは、市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体をいう。

- ①毎月1日(1月は4日)の午前9時から抽選会を行います。
- ②抽選会終了後、窓口で先着順で受け付けます。
- ③抽選会後の13時より電話でも受付可能です。

■開館時間 午前9時から午後10時までです。

■休館日 12月29日～1月3日
※その他、臨時に休館する場合があります。

■使用時間
使用料金表のとおり。準備時間、後始末などの時間を含みますので、時間内にすべて終了するようにしてください。



※ お車でお越しの方は、市役所第2駐車場へ駐車ください。



和泉市 コミュニティセンター



コダイくん

ロマンちゃん

和泉市イメージキャラクター

コダイくん・ロマンちゃん

©和泉市コダイくん・ロマンちゃん第64号

〒594-0071
大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
TEL. 0725-43-0532
(JR和泉府中駅から徒歩10分)

HP <http://www.izumi-komisen.jp/>



【指定管理者】
一般財団法人和泉市公共施設管理公社

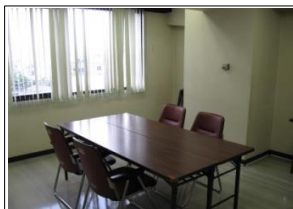
▼3階 多目的ホール



▼3階 控室(1)



▼3階 控室(2)



▼4階 視聴覚室



▼4階 中集会室



		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1時間当たり		
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00	9:00~18:00	18:00~22:00	
1階	大集会室	7,500	10,000	11,000	17,500	21,000	28,500	2,500	2,750	
	中集会室	5,000	6,620	7,250	11,620	13,870	18,870	1,670	1,820	
	小集会室	2,500	3,250	3,580	5,750	6,830	9,330	840	900	
2階	調理実習室	3,370	4,500	4,890	7,870	9,390	12,760	1,130	1,230	
	小運動室	3,770	5,020	5,020	8,790	10,040	13,810	1,260	1,260	
	創作活動室	4,370	5,870	6,340	10,240	12,210	16,580	1,460	1,590	
	教養娯楽室	2,250	3,000	3,500	5,250	6,500	8,750	750	880	
3階	控え室(1)	870	1,250	1,370	2,120	2,620	3,490	290	350	
	控え室(2)	750	1,000	1,120	1,750	2,120	2,870	250	280	
	多目的 ホール	休日	15,000	20,000	22,500	35,000	42,500	57,500	5,000	5,630
		平日	12,000	16,000	18,000	26,000	31,000	40,000	4,000	4,500
4階	中集会室	5,400	7,200	7,200	12,600	14,400	19,800	1,800	1,800	
	視聴覚室	4,370	5,870	6,500	10,240	12,370	16,740	1,460	1,630	

備考

- ① 休日とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までをいい、平日とは休日以外の日をいう。
- ② 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体(以下「市民等」という。)以外の者が多目的ホール、控え室(1)及び控え室(2)以外の施設を利用する場合の使用料は、基本料金の2倍の額とする。
- ③ 利用者が多目的ホール以外の施設において商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「営利目的」という。)をもって利用する場合又は入場料その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、基本料金の2倍の額とする。
- ④ 利用者が前2項に該当する場合の使用料は、基本料金の3倍の額とする。
- ⑤ 多目的ホールにおける冷暖房装置の使用料は、1時間につき1,400円とする。
- ⑥ 利用者が多目的ホールにおいて入場料等を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料等の最高額が2,000円を超え4,000円以下の場合 基本料金の1.3倍の額
 - (2) 入場料等の最高額が4,000円を超え6,000円以下の場合 基本料金の1.5倍の額
 - (3) 入場料等の最高額が6,000円を超える場合 基本料金の2倍の額
- ⑦ 許可を受けた利用時間を延長して利用する場合の使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、許可を受けていた利用室の当該延長時間に係る区分の1時間当たりの使用料を加算した額とする。
- ⑧ 使用料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。